



記者発表資料

**荒川第二・三調節池事業
環境影響評価準備書の縦覧及び説明会開催のお知らせ**

さいたま市環境影響評価条例（以下、条例）に基づく「荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書（以下、準備書）」の縦覧を、令和2年9月30日（水）から開始し、一般の方々に広く意見を伺います。また、縦覧期間中に準備書に関する説明会を沿川地域において開催します。

○荒川第二・三調節池事業について<別紙-1参照>

荒川流域の治水安全度向上を図るための抜本的な対策として、広い高水敷を活用した調節池の整備を行うものです。

○準備書の縦覧<別紙-2参照>

条例第15条の規定により、準備書の写しを縦覧します。

縦覧期間：令和2年9月30日（水）から令和2年10月30日（金）まで

○説明会の開催<別紙-3、4参照>

条例第16条の規定により、縦覧期間中に準備書に関する説明会を沿川地域にて開催します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会は事前申込制とします。

事前申込がない会場においては開催を中止します。

○意見書の提出<別紙-5、6参照>

条例第17条の規定により、準備書に関する環境の保全の見地からの意見については、意見書の提出により、これを述べていただくことができます。

意見書の提出期限：令和2年11月13日（金）必着（郵送は当日消印有効）

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ
さいたま市政記者クラブ、さいたま市地方記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所

副 所 長

あらき しげる
荒木 茂

調査設計課 課長

ささうち かつゆう
笹内 寛雄

TEL:048-767-6041（代表）

FAX:048-767-6046（代表）

荒川第二・三調節池事業について

○事業者の氏名及び所在地

事業者の名称：国土交通省関東地方整備局

代表者の氏名：関東地方整備局長 土井 弘次

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称：荒川第二・三調節池事業

対象事業の種類：調節池の設置

対象事業の規模：面積約760ha（このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保）

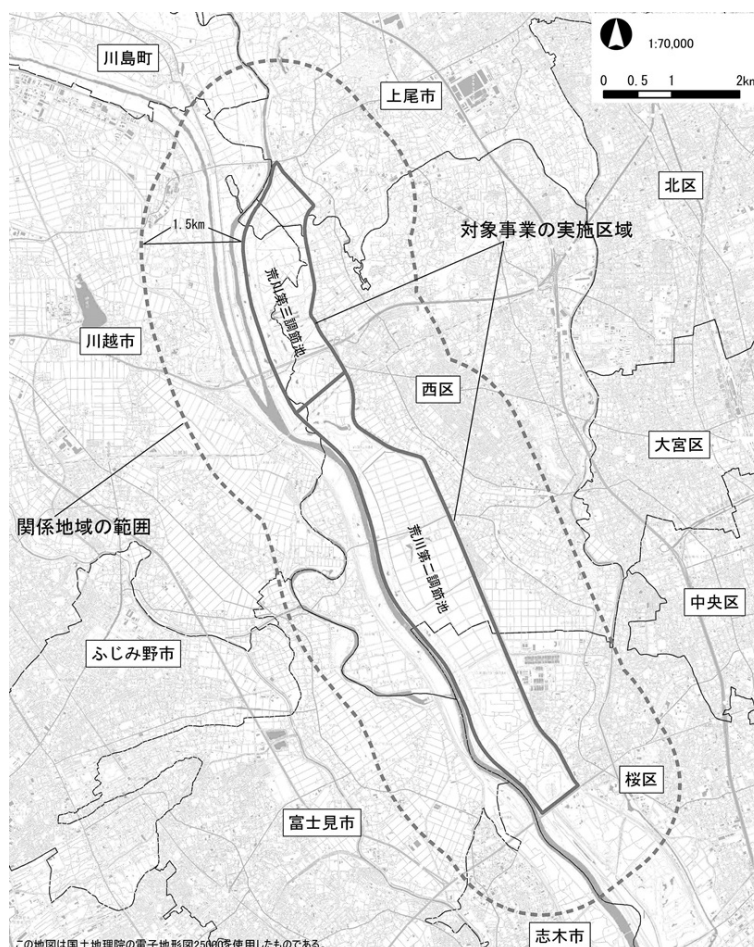
○対象事業の実施区域

埼玉県さいたま市、川越市、上尾市（荒川左岸37.2k～48.0k 付近）

○関係地域の範囲

埼玉県さいたま市、川越市、上尾市、志木市、富士見市、川島町

（対象事業実施区域の周囲1.5km以内の地域）

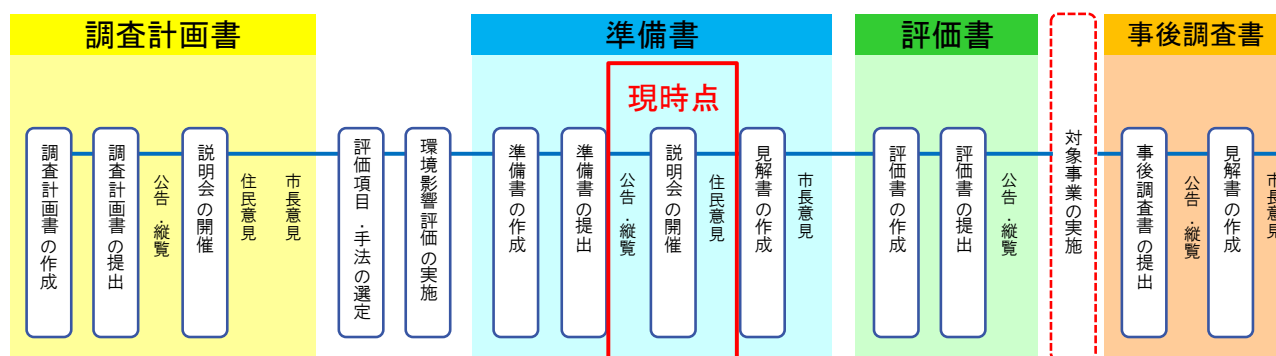


準備書の縦覧について

1. 環境影響評価手続きの流れ

- 環境影響評価とは、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、環境の保全の見地からの意見を取り入れ、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。
- 準備書は、調査計画書に基づき実施した環境影響評価の結果及び講ずべき環境保全措置の内容、事後調査の計画等を記載したもので、広く意見を求めるものです。
- 本事業は条例に基づき、以下のフロー図のとおり手続きを進めています。

【条例に基づく手続きフロー図】



2. 準備書の縦覧

○期間：令和2年9月30日（水）から令和2年10月30日（金）まで

○場所：下表のとおり

また、さいたま市ホームページでもご覧いただけます。

さいたま市ホームページ <https://www.city.saitama.jp/001/009/007/p075210.html>

関係市町	場所	時間
さいたま市	・環境対策課(市役所7階) ・各区役所 情報公開コーナー	午前9時から午後4時30分まで ※土・日曜日及び休日を除く
	・各図書館、馬宮公民館、植水公民館、大久保公民館、大久保東公民館	各館の開庁時間
川越市	・環境政策課(市役所本庁舎5階)	午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日及び休日を除く
上尾市	・環境政策課(市役所5階)	
志木市	・環境推進課(市役所第2庁舎1階)	
富士見市	・環境課(市役所本庁舎2階)	
川島町	・町民生活課(町役場1階)	

説明会の開催について

○準備書の内容について、以下のとおり説明会を開催いたします。

○説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため**事前申込制**とさせていただきます。

参加を希望される場合、**各開催日の2日前まで**に別紙-4に記入の上、FAX又はメールにて事務局までお申し込みください。

会場の都合上、申込者多数の場合には、先着順とさせていただきますのでご了承ください。

なお、事前申込がない会場については、開催を中止とさせていただきますのでご了承ください。

開催を中止する会場については、各開催日の前日までに、荒川調節池工事事務所ホームページの「最新のお知らせ」欄にてお知らせします。

荒川調節池工事事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/araike/>

○開催予定

番号	日程		開催時間	会場	所在地
①	10/13	(火)	18:00~19:30	古谷公民館 2階 講座室	川越市古谷上3830番地2
②	10/14	(水)	18:30~20:00	上尾市文化センター 1階 101多目的室	上尾市ニツ宮750番地
③	10/16	(金)	19:00~20:30	馬宮コミュニティセンター 2階 多目的ホール	さいたま市西区大字西遊馬533-1
④	10/17	(土)	10:00~11:30	プラザウエスト 4階 視聴覚室	さいたま市桜区道場4丁目3番1号
⑤	10/20	(火)	19:00~20:30	志木市総合福祉センター 1階 ホール	志木市上宗岡1-5-1
⑥	10/21	(水)	19:00~20:30	プラザウエスト 4階 視聴覚室	さいたま市桜区道場4丁目3番1号
⑦	10/22	(木)	18:00~19:30	富士見市立市民総合体育館 3階多目的室	富士見市大字鶴馬1887-1
⑧	10/24	(土)	10:00~11:30	馬宮コミュニティセンター 2階 多目的ホール	さいたま市西区大字西遊馬533-1

○留意事項等

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議は「3つの密(密閉・密集・密接)」を回避して行います。各会場の利用ルールに基づき、検温、マスクの着用についてご協力をお願いします。

【申し込み先】 **※お申し込みは各開催日の2日前まで**

国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所
荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書説明会 事務局 行き
FAX:048-767-6046
MAIL: ktr-araike-chousa@mlit.go.jp

説明会申込用紙

「荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書説明会」

(ふりがな)

1. 氏 名 _____

2. 連絡先 電話番号 _____

3. 参加希望説明会

・以下の表の回答欄に、**参加を希望する説明会に○印を記載**してください。

番号	回答欄	日程	開催時間	会場	所在地
①		10/13 (火)	18:00~19:30	古谷公民館 2階 講座室	川越市古谷上3830番地2
②		10/14 (水)	18:30~20:00	上尾市文化センター 1階 101多目的室	上尾市二ツ宮750番地
③		10/16 (金)	19:00~20:30	馬宮コミュニティセンター 2階 多目的ホール	さいたま市西区大字西遊馬533-1
④		10/17 (土)	10:00~11:30	プラザウエスト 4階 視聴覚室	さいたま市桜区道場4丁目3番1号
⑤		10/20 (火)	19:00~20:30	志木市総合福祉センター 1階 ホール	志木市上宗岡1-5-1
⑥		10/21 (水)	19:00~20:30	プラザウエスト 4階 視聴覚室	さいたま市桜区道場4丁目3番1号
⑦		10/22 (木)	18:00~19:30	富士見市立市民総合体育館 3階多目的室	富士見市大字鶴馬1887-1
⑧		10/24 (土)	10:00~11:30	馬宮コミュニティセンター 2階 多目的ホール	さいたま市西区大字西遊馬533-1

※ご記入いただいた個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱います。

意見書の提出について

○提出期限

令和２年１１月１３日（金）必着（郵送は当日消印有効）

○提出方法

ご意見は、郵送（当日消印有効）、FAX、電子メールいずれかの方法で、下記提出先までご提出ください。また、下記①～③を必ずご記載ください。

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所地）
- ②意見書の対象である事業の名称
- ③準備書についての環境の保全の見地からの意見

※意見は日本語により、意見の理由も含めて記載してください。

縦覧場所に意見書の用紙が置いてありますのでご利用ください。

①～③が記入してあれば、任意の用紙でも結構です。

○提出先

国土交通省関東地方整備局 荒川調節池工事事務所 宛
〒338-0837 埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1
電話：048-767-6041
FAX：048-767-6046
メール：ktr-araike-chousa@mlit.go.jp

○提出いただいた意見の取り扱いについて

- ①条例18条1項の規定により、いただいた意見に対する事業者の見解を記載した見解書を、当該意見書の提出者に送付いたします。
- ②条例18条3項の規定により、いただいた意見書と見解書の写しを、さいたま市長に送付いたします。
- ③条例21条の規定により、いただいた意見書の概要と事業者の見解を、環境影響評価書に記載します。

（注意事項）

- 1) ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。
- 2) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 3) 対象事業における環境の保全の見地からの意見以外のもの、期限までに到着しなかったもの、上記意見書の提出方法に沿わない形で提出されたものについては無効といたします。

